

# 児童クラブ運営事業に係るサウンディング型市場調査 【実施要領】

令和7年11月  
松山市こども家庭部 こどもえがお課

## 1. 経緯・目的

松山市では、小学生が放課後、安全・安心に過ごすことのできる居場所として、放課後児童健全育成事業(以下「児童クラブ」)を実施し、児童クラブの運営は、地域で組織する運営委員会等に委託しています。

近年、共働きの増加などで児童クラブへの需要が増加し、利用児童の増加や多様化するニーズへの対応などで業務量が増大する一方、現場の人手が不足しており、事業に従事する人材を安定的に確保していく体制を整えることが課題となっています。

そこで、本市の児童クラブを将来にわたり安定的・持続的に運営する手法の一つとして、他自治体でも実施されている民間事業者への委託に関し、本市での導入可能性や課題などを把握し、今後の施策検討の参考にするため、サウンディング型市場調査(以下「本調査」)を実施することにいたしました。

## 2. 基本情報

本市の児童クラブ運営事業は下記のとおり実施しています。施設の詳細な情報などは、エントリーシートの提出があった事業者にのみ、概要資料として配布します。

### (1) 児童クラブ運営事業について

市が設置する公設の児童クラブに関し、その管理運営業務を委託しています。施設の整備や修繕などは市が行い、受託者は日常的な児童クラブの運営を行っています。その他事項は、原則、児童クラブに関する国の基準及び市条例などに基づいて実施しています。

### (2) 市が設置する児童クラブについて

主に小学校の敷地内に、専用施設、余裕教室の改修などで、合計 127 クラブを設置しています(令和7年4月時点)。運営は小学校単位を基本とし、45 地区に分かれています。

### (3) 事業期間

本調査は、導入可能性などを把握するためのものですので、現時点で具体的な事業期間はお示しできませんが、今後、導入を検討する際は、安定的な運営を行うため、複数年の長期契約を想定しています。ただし、今後の検討で変更する場合があります。

### 3. スケジュール(予定)

| 項目          | 予定日程                    |
|-------------|-------------------------|
| 実施要領等の公表    | 令和7年11月5日(水)            |
| エントリーシートの受付 | 令和7年11月5日(水)～11月28日(金)  |
| ヒアリングシートの提出 | エントリーシート提出後～対話希望日の3日前   |
| 対話の実施       | 令和7年11月12日(水)～12月12日(金) |
| 結果の概要公表     | 令和8年1月中旬～下旬             |

### 4. 対話の対象

対象は、他自治体での実績を有するなど、児童クラブの運営主体となる能力を有する、または今後同事業に参画する意向を持つ法人又は団体とします。

ただし、次のいずれかの項目に該当する場合は除きます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条の規定による更生手続開始の申し立てを含む。)がなされている者。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者。
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)のほか、次のアからオまでのいずれかに該当する者。
  - (ア) 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者。

※ 役員等とは、法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。
  - (イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者。
  - (ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
  - (エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
  - (オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者。

## 5. 対話の項目

最適な事業手法の検討及び公募条件等を整理するため、以下の項目について、参加事業者の意見や提案をヒアリングします。詳細はエントリーシートの提出があった事業者にのみ、ヒアリングシートとして配布します。

- ① 市場性(参入意欲)の有無
- ② 実施可能な事業手法(一括で受託する施設数や事業期間など)
- ③ 人材確保(確保の方法や現在勤務している職員の雇用継続への考え方など)
- ④ 導入へのコスト想定(見積金額)
- ⑤ 事業実施にあたっての課題・条件
- ⑥ 公募条件への要望・その他必要な事項 など

## 6. 対話の手続き

### (1) エントリーシートの受付

参加を希望する事業者は、【様式1】エントリーシートに必要事項を記入し、期日までに、以下の提出先にメールで送付してください。

【受付期間】 令和7年11月5日(水) ～ 令和7年11月28日(金)17時

【提出先】 事務局 (メールアドレスなどは「7」項に記載しています)

### (2) ヒアリングシートの提出

エントリーシートの受付後、【様式2】ヒアリングシートと、「松山市児童クラブ概要資料」を応募者宛てに送付しますので、期日までに、以下の提出先にメールで送付してください。

【提出期限】 エントリーシート提出後 ～ 対話希望日の3日前

※3営業日前とし、土日祝日は除きます。

【提出先】 事務局 (メールアドレスなどは「7」項に記載しています)

### (3) 日程調整

対話はエントリーシート記載の希望日の中から、実施場所と合わせて調整します。  
対話時間は、1者あたり30分～60分程度の予定です。

### (4) 対話の実施方法

- (ア) 対話はクローズ形式で行います。対面での実施を原則としますが、必要に応じ、web 会議での実施も可とします(対面の場合、市庁舎内で実施します)。
- (イ) 参加者は1者あたり5名までとします。当日、名刺を1部提出してください。
- (ウ) ヒアリングシート以外の説明資料を準備いただける場合は、事前に事務局へメールで送付していただくか、当日、紙媒体で5部持参してください。

(5) 調査結果の公表

事業者との対話で聞き取りした事項等は調査結果概要として、市HPで後日公表します。  
※事業者のノウハウ等を保護するため公表は概要のみとし、事業者名や事業者の不利益につながる事項等は非公開とし、公表内容は事前に参加者へ確認する予定です。

(6) その他

- (ア) 本調査への参加に際し、知りえた情報等には守秘義務が生じます。
- (イ) 本調査への参加にあたり必要な経費は、参加者の負担とします。
- (ウ) 本調査への参加実績は、今後の手続き等で優位性を持つものではありません。
- (エ) 提出いただいた書類は返却いたしません。
- (オ) 事前説明会や施設見学は予定していません。対話に関する質問や追加で必要な情報等がありましたら、直接、事務局にお問い合わせください。
- (カ) 必要に応じて、参加者に対し追加の対話やアンケートへの協力などを要請する場合がありますので、ご協力をお願いします。

## 7. 問い合わせ(事務局)

松山市 こども家庭部 こどもえがお課 こども居場所づくり担当（担当者:笹田）  
所 在 地：〒790-8571 愛媛県松山市二番町4丁目7番地2 別館3階  
電話番号：089-948-6039  
メー ル：kodomoeobao@city.matsuyama.ehime.jp